

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金の貸付けを行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「<u>中小企業者</u>」とは、<u>中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号。以下「事業団法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者並びに同法第21条第2項の規定により同条第1項第1号、第2号、第6号及び第10号の規定の適用を受ける者</u>をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「<u>特定会社</u>」とは、<u>中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本の額又は出資の総額の2分の1未満である会社（中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）が出資を行う場合にあつては、事業団の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本の額又は出資の総額の2分の1未満となることが確実に認められるものを含む。）</u>をいう。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 この規則において「<u>中小企業高度化事業</u>」とは、<u>次に掲げる事業</u>をいう。</p> <p>(1) <u>事業団法第21条第1項第2号イ又はハに規定する事業</u></p> <p>(2) <u>市町村、土地開発公社、一般社団法人等（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の2分の1以上を地方公共団体が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が地方公共団体により拠出されているものに限る。）又は中小企業総合事業団法施行令（平成11年政令第203号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号に規定する事業（以下「<u>集団化事業</u>」という。）を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会が、<u>集団化事業（事業協同組合及び協同組合連合会にあつては、当該事業協同組合又は協同組合連合会が行う集団化事業に限る。）の用に供している施設であつて倒産又はこれに準ずる事態にあると認められる者の所有</u></u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「<u>中小企業者</u>」とは、<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者</u>をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「<u>特定会社</u>」とは、<u>中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額又は出資の総額の2分の1未満である会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が出資を行う場合にあつては、機構の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額又は出資の総額の2分の1未満となることが確実に認められるものを含む。）</u>をいう。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 この規則において「<u>中小企業高度化事業</u>」とは、<u>法第15条第1項第3号ロ及びハに規定する事業</u>をいう。</p>

等に係るものを取得し、保全し、及びこれを他の適当と認められる中小企業者に対し譲り渡す事業（以下「倒産等企業施設先行取得事業」という。）

(3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、中小企業者たる商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は特定会社が、商店街の区域内において空き店舗状態にあると認められる施設を取得する事業（以下「空き店舗等先行取得事業」という。）

(4) 中小企業者又は中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者（中小企業総合事業団法施行規則（平成11年通商産業省令第69号）第1条第7号に規定するものを除く。）が、第1号に規定する事業を行う場合における電子計算機に係るソフトウェアの開発又は取得を行う事業（以下「ソフトウェア開発取得事業」という。）

(5) 市町村が、県又は市町村が作成する地域産業の創造に関する計画に基づき、政令第3条第1項第4号に規定する特定中小企業団体（以下「特定中小企業団体」という。）の組合員若しくは所属員又は政令第3条第3項第1号に規定する特定中小事業者等（以下「特定中小事業者等」という。）が、新商品若しくは新技術の開発、需要の開拓、情報の収集、処理若しくは提供その他の事業を行うことを支援するために、又は事業開始後3年以内の若しくは新分野進出を行おうとする特定中小企業団体の組合員若しくは所属員若しくは特定中小事業者等が円滑に事業を行うことを支援するために行う事業（以下「地域振興基盤整備事業」という。）

(貸付け)

第3条 知事は、県内において中小企業高度化事業を実施する中小企業者、一般社団法人等、特定会社、商工会等、市町村又は土地開発公社に対し、予算の範囲内において、当該事業の用に供する土地、建物その他の施設（以下「貸付対象施設」という。）の取得、造成及び設置並びに電子計算機に係るソフトウェアの開発又は取得（以下「貸付対象事業」という。）に必要な資金の貸付けを行うものとする。

(貸付金の額等)

第4条 前条の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の額、貸付利率及び償還期間（すえ置期間を含む。）は、別表のとおりとする。

(貸付け)

第3条 知事は、県内において中小企業高度化事業を実施する中小企業者、一般社団法人等、特定会社、商工会等又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業の用に供する土地、建物その他の施設（以下「貸付対象施設」という。）の取得、造成又は整備（以下「貸付対象事業」という。）に必要な資金の貸付けを行うものとする。

(貸付金の額等)

第4条 前条の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の額及び貸付利率は、別表第1の左欄に掲げる貸付対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる貸付けの種類に該当する貸付対象事業に対する貸付金の額及び貸付利率は、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる要件を満た

(保証人)

第6条 借主は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者を保証人として立てなければならない。ただし、市町村が借主である場合又は借主を支援する市町村が県と貸付金の貸付けに係る損失補償契約を結ぶ場合は、この限りでない。

(1)～(7) [略]

(8) 土地開発公社である借主にあつては、当該土地開発公社の理事である者全員

(9) [略]

2 前項第1号から第8号までに掲げる借主は、知事から指示を受けた場合は、当該各号に掲げる保証人のほかに、知事が適当と認める者1人以上を保証人として立てなければならない。

3・4 [略]

(事業計画の認定等)

第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、中小企業高度化事業計画認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号。以下「労働力確保法」という。)第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する者にあつては、その事実を証する書類

す貸付対象事業に対する貸付金は、無利子とする。

4 貸付金の償還期限は20年以内(据置期間3年以内を含む。)とし、貸付対象施設の耐用年数、貸付けの相手方の償還能力等を勘案して知事が定める。

(保証人)

第6条 借主は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者を保証人として立てなければならない。ただし、市町村が借主である場合又は借主を支援する市町村が県と貸付金の貸付けに係る損失補償契約を結ぶ場合は、この限りでない。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

2 前項第1号から第7号までに掲げる借主は、知事から指示を受けた場合は、当該各号に掲げる保証人のほかに、知事が適当と認める者1人以上を保証人として立てなければならない。

3・4 [略]

(事業計画の認定等)

第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第7条第2項に規定する承認計画(以下「下請中小企業承認計画」という。)に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(3) [略]

(4) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8条第3項に規定する認定共同振興計画又は同法第10条第3項に規定する認定活性化計画(以下「認定振興計画等」という。)に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(5) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第5条第2項に規定する認定計画(以下「改善認定計画」という。)に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(6) エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年法律第18号)第20条第2項に規定する中小企業承認事業計画(

(4) 中小企業流通業務効率化促進法（平成4年法律第65号。以下「物流効率化法」という。）第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する者にあつては、その事実を証する書類

(5) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号。以下「創造活動促進法」という。）第5条第2項に規定する認定研究開発等事業計画に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(6) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号。以下「地域産業集積活性化法」という。）第8条第2項に規定する承認高度化等計画、第10条第2項に規定する承認高度化等円滑化計画、第24条第2項に規定する承認進出計画又は第26条第2項に規定する承認進出円滑化計画に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(7) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第17条第2項に規定する認定特定事業計画又は第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(8) 中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号。以下「経営革新支援法」という。）第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(9) [略]

2 前項の規定による認定を受けた者は、第21条第1号から第3号まで又は第22条各号のいずれかに該当するとき、その他事業計画の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、中小企業高度化計画変更認定申請書（様式第2号）に当該変更の事実を証する書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければな

以下「中小企業承認事業計画」という。）に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(7) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業、同条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(8) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第10条第2項に規定する承認経営革新計画（以下「承認経営革新計画」という。）又は同法第12条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(9) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第5条第2項に規定する認定総合効率化計画（以下「認定総合効率化計画」という。）に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(10) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画（以下「認定商店街活性化事業計画」という。）に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(11) [略]

2 前項の規定による認定を受けた者は、第21条第1号から第3号まで又は第22条各号のいずれかに該当するとき、その他事業計画の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、別に定める様式による中小企業高度化計画変更認定申請書に当該変更の事実を証する書類を添えて知事に提出し、認定を受けな

らない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(貸付けの申請)

第9条 貸付金の貸付けを申請しようとする者は、貸付けを受けようとする日の1月前までに、中小企業高度化資金貸付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(貸付金の請求及び交付)

第14条 貸付決定者は、知事が特に必要と認める場合を除くほか、貸付対象事業が完了し、かつ、当該貸付対象事業に要する経費のうち知事が必要と認めた額から知事が貸付けをしようとする額を控除した額以上の額を支払った場合は、次に掲げる書類を添えて、中小企業高度化資金請求書(様式第4号)により貸付金の交付を知事に請求することができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(支払完了報告等)

第19条 [略]

2 借主は、貸付対象事業に要する経費の支払を完了したときは、速やかに、貸付対象事業費支払完了報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

3 [略]

(事業報告)

第20条 借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの間、毎決算期における事業の状況について、当該決算期終了の日から起算して3月以内に、事業報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(知事の承認)

第21条 借主は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、承認申請書(様式第7号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1)～(4) [略]

なければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(貸付けの申請)

第9条 貸付金の貸付けを申請しようとする者は、貸付けを受けようとする日の1月前までに、別に定める様式による中小企業高度化資金貸付申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(貸付金の請求及び交付)

第14条 貸付決定者は、知事が特に必要と認める場合を除くほか、貸付対象事業が完了し、かつ、当該貸付対象事業に要する経費のうち知事が必要と認めた額から知事が貸付けをしようとする額を控除した額以上の額を支払った場合は、次に掲げる書類を添えて、別に定める様式による中小企業高度化資金請求書により貸付金の交付を知事に請求することができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(支払完了報告等)

第19条 [略]

2 借主は、貸付対象事業に要する経費の支払を完了したときは、速やかに、別に定める様式による貸付対象事業費支払完了報告書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

3 [略]

(事業報告)

第20条 借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの間、毎決算期における事業の状況について、当該決算期終了の日から起算して3月以内に、別に定める様式による事業報告書を知事に提出しなければならない。

(知事の承認)

第21条 借主は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、別に定める様式による承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率
名称	内容		
1 経営革新計画承認	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182	100分の80以内	年1.05パ

グループ事業	号。以下「政令」という。)第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち経営革新のための事業であって、知事が適当と認めるもの		一セント
2 異分野連携新事業 分野開拓計画認定グループ事業	政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓に係る事業であって、知事が適当と認めるもの	100分の90以内	無利子
3 下請振興事業計画承認グループ事業	政令第2条第1項第1号ロに掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	年1.05パーセント
4 総合効率化計画認定グループ事業	政令第2条第1項第1号ハに掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	年1.05パーセント
5 施設集約化事業	政令第2条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第28条第1項第1号イ、第29条第1項第1号イ若しくは第30条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項の要件に該当するもの、省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号イの要件に該当するもの又は同条第1項第2号の基準に適合し、かつ、同条第4項の要件に該当するものであって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	年1.05パーセント
6 連鎖化事業	政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ロ又は第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号ロの要件に該当するものであって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	年1.05パーセント
7 共同施設事業	政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハ又は第29条第1項第1号ロの要件に該当するものであって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	年1.05パーセント
8 経営改革事業	政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当し、又は省令第31条第1項第3号の基準に適合し、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の経営の抜本的な改善を図るもの(特定中小企業団体(政令第2条第1項第2号イに掲げる特定中小企業団体をいう。以下同じ。)が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員又は所属員(以下「組合員等」という。)に買取り予約付きで賃貸するものを含む。)であって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	年1.05パーセント
9 設備リース事業	政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当し、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等を買取り予約付きで賃貸するもの(特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等を買取り予約付きで賃貸するものを除く。)であって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	年1.05パーセント
10 企業合同事業	政令第2条第1項第2号ハ若しくはニに掲げる事業のうち省令第	100分の80以内	年1.05パ

	30条第1項第2号から第6号まで若しくは第31条第1項第4号から第8号までの基準に適合するもの又は政令第2条第1項第2号ホに掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの		一セント
11 集団化事業	政令第2条第1項第3号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	年1.05パーセント
12 集積区域整備事業	政令第2条第1項第4号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	年1.05パーセント
13 地域産業創造基盤整備事業	政令第2条第2項第1号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	無利子
14 商店街整備等支援事業	政令第2条第2項第2号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	無利子
15 地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に13の項に掲げる事業を行った特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	年1.05パーセント
16 商店街整備等活性化支援事業	過去に14の項に掲げる事業を行った特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって、知事が適当と認めるもの	100分の80以内	年1.05パーセント

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条関係）

貸付けの種類		貸付金の額	貸付利率
名称	要件		
1 小規模事業者貸付け	別表第1の11の項又は12の項に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）のみが使用する施設に係るもの	100分の90以内	年1.05パーセント
2 広域貸付け	別表第1の6の項、7の項又は9の項から11の項までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるもの	100分の80以内 （前項要件の欄に掲げる要件に適合する場合は、100分の90以内）	年1.05パーセント
3 施設再整備貸付け	次のいずれかに該当するもの （1）過去に別表第1の1の項から12の項までに掲げる事業のうちいずれかを行った中小企業者が、新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に係るもの （2）別表第1の11の項に掲げる事業を行った事業協同組合又は	別表第1貸付金の額の欄及び前項貸付金の額の欄に掲げる割合と同じ割合	年1.05パーセント

	協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）が同項の事業として行う空き区画等の再整備に係るもの		
4	災害復旧貸付け	別表第1の各項に掲げる事業のうち災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであって、知事が適当と認めるもの	100分の90以内 無利子
5	緊急健康被害等防止貸付け	別表第1の各項に掲げる事業のうち事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであって、知事が適当と認めるもの	100分の90以内 無利子

別表第3（第4条関係）

要件			
1	別表第1の5の項に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等又は合併会社の合併者若しくは出資会社の出資者の3分の2以上が、製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの		
2	別表第1の7の項又は11の項に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源若しくは省エネルギーに資する共同施設に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの		
3	別表第1の8の項に掲げる事業であって、認定振興計画等に基づき実施する事業又は中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け		
4	別表第1の11の項又は12の項に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設の整備に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの		
5	別表第1の1の項から5の項まで、7の項、8の項、11の項又は12の項に掲げる事業のうち災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの		
6	別表第1の7の項又は12の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの		
7	別表第1の11の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの		
8	別表第1の5の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの		
9	別表第1の8の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け		
10	別表第1の6の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け		
11	別表第1の5の項、7の項、11の項又は12の項に掲げる事業のうち改善認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの		
12	別表第1の4の項、5の項、7の項、10の項、11の項又は12の項に掲げる事業（5の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体が行うものに限る。）のうち認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの		
13	別表第1の7の項、8の項又は11の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの		
14	別表第1の5の項、7の項、11の項又は12の項に掲げる事業（7の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体が行うものに限る。）のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る		

同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
15 別表第1の1の項又は5の項から11の項までに掲げる事業のうち承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの
16 別表第1の3の項、5の項から9の項まで又は11の項に掲げる事業のうち、下請中小企業承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が下請中小企業承認計画に記載された中小企業者であるもの
17 別表第1の5の項、7の項、11の項又は12の項に掲げる事業のうち、認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

様式第1号から様式第7号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。